

令和7年度 学校経営方針

令和7年4月1日
豊島区立巣鴨北中学校
校長 鎌田 智義

〇はじめに

令和6年10月豊島区教育大綱を定めました。

「子どもたち一人ひとりが、個性や特長を生かして、笑顔で元気に、たくましく、未来を切り拓いていけるよう、豊島区として全力で応援したい。そのために、我々は何を目指し、何を変え、何をなすべきかを問いながら、新しい『豊島区教育大綱』の策定にあたりました。(区長)」

【目指すまちの姿】を示し、【目指す子どもの姿】を具体的に示しました。

【目指すまちの姿】 未来を切り拓く 笑顔で元気な“としまっ子”が育つまち

【目指す子どもの姿】 1 元気でたくましく、個性や能力を伸ばしていける子ども

2 人とのつながりを大切にし、ともに支え合う子ども

3 多様な体験を通して、豊かな心を育む子ども

4 地域に生まれ、地域を愛する子ども (付番は校長)

豊島区教育委員会では教育目標として

「 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
地域社会の一員として、社会に貢献しようとする人間
自ら学び考え行動する、個性と創造性豊かな人間 」
を掲げています。

本校は教育目標「 自主 自律 連帯 」があります。

人間尊重の精神を基調とし、

生徒たちが心豊かで思いやりに溢れ、

生涯を通じて自己実現を目指し、

人間性豊かな社会の形成者として成長することを願って、

掲げたものです。

本校の教育目標を達成することで、豊島区教育大綱や豊島区教育委員会教育目標を達成することにつながります。次ページでは、令和7年度の基本方針を示します。教職員の皆さま、保護者の皆さま、地域の皆さまがそれぞれのお立場で考え、実施し生徒を育てていきましょう。

○生徒育成の基本方針

- 1 学ぶ喜びの実現 ・・・【目指す子どもの姿1】
 - (1) 確かな学力を身につけさせることで、生きて働く知識及び技能の習得を図る。
 - (2) 各教科において問題解決能力を育成する授業や探究的な学習活動の充実を図る。
 - (3) I C T機器の活用と言語活動を充実させ、主体的・対話的で深い学びの授業を実現する。
 - (4) 各教科の見方・考え方を踏まえ実践を通して、評価を実施し授業改善を行う。
 - (5) 学校図書館（名称 学習情報センター）を活用した学習支援の充実を図る。
 - (6) 協働的な学び、個別最適な学びにより学ぶ喜びを実感させ授業の実践を通して基礎・基本を定着させる。

- 2 道徳性の向上 ・・・【目指す子どもの姿3】
 - (1) 物事を多面的、多角的に考え、人間としての生き方を深めさせる。
 - (2) 道徳的諸価値22項目についての理解を元に、自己を見つめさせる。
 - (3) 道徳的な判断力、道徳的实践意欲と態度の育成

- 3 キャリア教育の実施 ・・・【目指す子どもの姿1】
 - (1) 社会性を身につけさせるために、多くの人と関わらせる。
 - (2) 給食を通し食材や料理の多様性を通じ地域社会との連携を考えさせる。
 - (3) 3年間を見通し、卒業後考えたキャリア教育の実施

- 4 自己肯定感の向上 ・・・【目指す子どもの姿3】
 - (1) 自ら考え判断し行動する力の育成
 - (2) 学校行事、係・委員会活動、部活動等を通し集団として成長させる。
 - (3) 助け合い認め合える温かい学校づくりを目指す。
 - (4) 生徒指導の基本方針及びマニュアルの共通理解を図る。
 - (5) 自らの健康を保持増進するための資質・能力の育成

5 持続可能な社会への取組 . . . 【目指す子どもの姿2】

- (1) 生徒に経験や体験をさせ持続可能な社会への視点を培う。
- (2) SDGs 17のゴールを意識した授業の実施
- (3) 多文化共生の理解

6 通常の学級生徒と特別支援学級生徒との交流活動 . . . 【目指す子どもの姿2】

- (1) インクルーシブ教育の観点から思いやりの心をもった生徒の育成
- (2) 行事等での交流活動を通して、様々な立場の心情を理解する。
- (3) 特別支援学級生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培う。

7 地域との連携 . . . 【目指す子どもの姿4】

- (1) 地域や保護者との連携を深め、地域を誇りに思う生徒の育成
- (2) 連携校である清和（せいわ）小学校、西巣鴨（にしすがも）小学校、豊成（ほうせい）小学校、朝日（あさひ）小学校、西巣鴨幼稚園との幼小中12年間を見通した生徒の育成
- (3) 特別支援教室を利用した巡回指導では駒込中学校、西巣鴨中学校、千登世橋（ちとせばし）中学校と連携していきながら多様な学びの場を実現
- (4) 学校運営連絡協議会を礎とした令和8年度コミュニティスクールへの構築

○教職員の基本方針

- 1 心身ともに健康で、生徒に向き合うことができる教職員
- 2 地方公務員としての服務を守り、ご家庭、地域から信頼される教職員
- 3 生徒にとって学ぶ喜びの研鑽に励む教職員

○学校経営の基本方針

- 1 教職員一人一人にとってのウェルビーイングの追求
- 2 対話を元にした心理的安全性の高い職場の追求

次の1から6は、6区分27項目と呼ばれているもので、特別支援学校教育要領自立活動で示されています。社会に出ていく際に必要な力が示されています。

1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。
- (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。
- (5) 健康状態の維持・改善に関する事。

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関する事。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。
- (4) 集団への参加の基礎に関する事。

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関する事。
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。
- (4) 身体の移動能力に関する事。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。
- (2) 言語の受容と表出に関する事。
- (3) 言語の形成と活用に関する事。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。